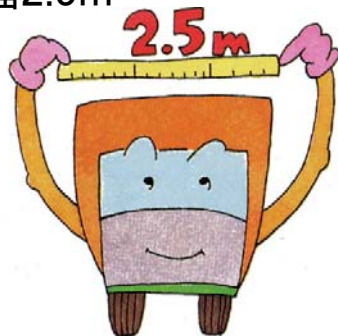


制限値を超える大型車両の通行

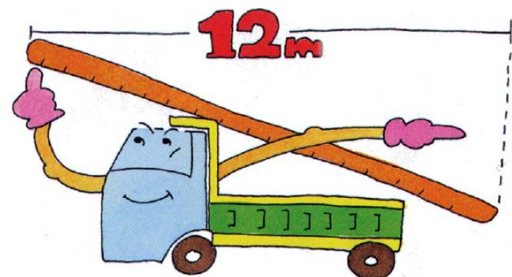
転載禁止

道路法（政令：車両制限令）では、橋梁、トンネル等の道路構造への影響を勘案し、車両の最高限度が定められております。道路を運行するにあたり、**一般的な制限値のどれか一つでも超えて（荷物を積載した状態を含む）**車両を通行させようとする者などは、通行する道路管理者に対し『特殊車両通行許可申請』が必要になります。その許可証がない場合は、道路を走ることはできません。

幅2.5m



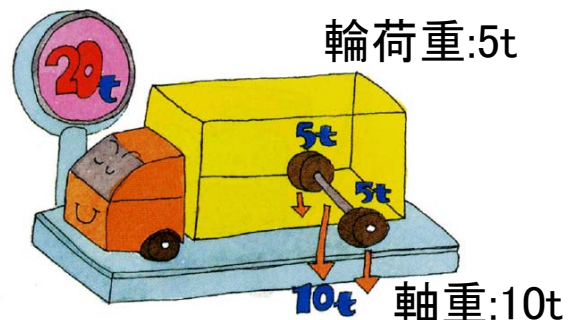
長さ:12m



高さ:3.8m



総重量:20t



＜一般的な制限値＞

寸法	最高限度	重量	車両制限令の最高限度
幅	2.5メートル	総重量	20.0トン
長さ	12.0メートル	軸重	10.0トン
高さ	3.8メートル	輪荷重	5.0トン

※軸重とは、1つの車軸の輪荷重の総和をいう。

※一般的な制限値は、通行する道路や車種によって制限値が異なります。

車両の構造又は車両に積載する貨物の特殊性を審査し、**必要上やむを得ないと道路管理者が認める場合に限り**て、道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため必要な条件（徐行、通行禁止、誘導車の配置、通行時間帯の指定等）を付して、**最高限度を超える車両の通行を許可**しています。